

R2要望内容	担当部署	回答
<b>1 新型コロナウイルス感染症対策について（要望）</b>		
<p><b>1. 需要喚起</b>            新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込む地域経済・雇用を回復軌道に乗せるため、災害に強く、ウィズコロナ・アフターコロナの経済・生活様式にも対応できる地域づくりの施策が強く求められている。「日本版ニューディール」「デジタルニューディール」等の施策が実現する折には、社会インフラ、デジタルインフラの整備が遅れている本県への重点配分を国に要請すること。</p>	<p>総務部 土木部</p>	<p>・日本版ニューディールについて            県内のインフラ整備を推進するとともに、コロナ禍の中、地域の雇用を守り、県経済を牽引していくためにも、公共事業費等が重点配分されるよう国に訴えてまいります。</p> <p>・デジタルニューディールについて            新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした「新たな日常」の実現のためには、光ファイバや携帯電話等の情報通信基盤の整備を一段と進める必要があると考えます。            本県においては、国の令和2年度補正予算の活用により、県内の9市町において光ファイバの整備が大きく進むこととなりました。また、県内にあまねく情報通信基盤を整備し、それらを維持管理するため、今後も国に対して光ファイバや携帯電話のユニバーサルサービスへの位置付けや、支援制度の拡充について働きかけを行うとともに、県としても引き続き市町村への支援を行ってまいります。</p>
<p><b>2. 商店街・中心市街地対策</b>            人の往来が多く、各種イベントが頻繁に開催される商店街は、三密の状態になりやすい。商店街振興組合等が実施するイベント、またはイベントに参画する商店街内の店舗が感染防止対策を講じるため、従来型の応募採択型補助金ではなく、時期を問わず利用できる商店街専用の感染症対策支援策（各種イベントが多く実施される商店街の特性を考慮すれば、マスクやフェイスシールド、消毒液の配布・貸与などの随時対応型の支援制度が望ましい）を設けること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>6月に創設した「地域商業再起支援事業」により、商店街振興組合や事業者グループで取り組む「店舗の感染症対策」や「販促・新サービスの展開」への支援を実施してまいりました。            今後も、地域の商店街や商業集積エリアにおいて、市町村の協力も得ながら、計画的に賑わい創出や感染症対策等の取組を実施していただくと共に、「商店街等振興計画推進事業費」や「商店街等活性化事業費」等により、取組への支援を継続してまいります。</p>
<b>3. 個別企業の支援</b>		
<p>(1) コロナ禍の長期化を踏まえ、国の実施する各種企業支援施策の延長や拡大を国に要望すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、本県経済も観光関連産業や飲食業など様々な分野で大きな打撃を受け、大変厳しい状況が続いています。現在においても、未だ感染症の収束は見通せず、本格的な経済回復にはまだ時間を要するものと考えています。            このような状況の中、中期的な視点も持ちながら、各種支援施策により県内事業者をしっかりと支援し、「事業の継続と雇用の維持」に取り組むことが重要です。            これまでも、例えば、国の雇用調整助成金の特例措置や全国統一の融資制度の申込期限の延長などの対応がなされているところですが、今後とも経済動向をしっかりと把握し、支援施策の延長や拡大等について、全国知事会とも連携して提言や要望を行ってまいります。</p>
<p>(2) 以前、金融円滑化法が施行された折、据置期間を終えて返済開始となった時点で倒産に至る企業が相次いだ。その経緯を踏まえ、このたび、新型コロナウイルス関連融資で増大した負債が、据置期間満了後に返済が開始される時点で同様の結果を招かないよう、経営実態に即した早期対策を講じること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>県、金融機関及び信用保証協会においても据置期間終了時の事業者の資金繰りについては懸念しているところです。県としても事業者が安心して事業が継続できるよう、商工会議所の支援機関と連携しながら、事業者の経営基盤強化に取り組んでいきます。            それでもなお経済状況の厳しい事業者に関しては、据置期間の延長、元金償還の猶予、償還期間の延長等の施策を検討するとともに、国に対して、資金繰りの厳しい事業者へ柔軟に対応いただけるよう要望することを検討します。</p>
<p>(3) 新型コロナウイルスに感染した社員が出たことを公表した企業は、当面の営業停止を余儀なくされるだけでなく、無言の社会的制裁を受ける傾向にある。しかし、非公表とする企業を増加させれば地域の感染リスクは高くなる。感染社員が出た企業が適切な対応を取れるように促していくためにも、可能な限り感染者に対する社会の容認度を緩和させる措置を講じること。</p>	<p>文化生活スポーツ部</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や誹謗中傷などを防止するため、県民の皆様への知事からのメッセージの発信、県の広報誌やホームページ、新聞などを通じて呼びかけています。            併せて、高知県人権啓発センターでは、ホームページやSNS（twitter、facebook、YouTube）、広報誌、セミナー、研修等を通じて啓発を行っており、今後もこうした取組を進めてまいります。            また、全国知事会も国に対して、感染者等の人権を守る対策を講じるよう提言しています。</p>
<p>(4) 飲食業や小売業などは3～4月に売上が減少した事業者が多いなか、国の家賃支援給付金は5月以降の売上減少先を対象としていることから、緊急事態宣言の解除以降に客足が戻ったことで対象とならなくなった事業者が多い。売上が回復しているとはいえ、来店客数は元に戻っておらず、また、ソーシャルディスタンスをはかるための対策により客席数を削減するなど、本来売上には及ばず、苦しい経営を強いられている。3～4月に売上が半減した企業や、売上半減までには至らなくとも苦しい経営を余儀なくされている企業を対象とした高知県版の家賃支援給付金を創設すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>テナントで事業を営む事業者に対する家賃支援については、家賃を減免するなどした家主への支援と並行して検討してきましたが、国の家賃支援給付金や持続化給付金及び県の雇用維持特別支援給付金、また、市町村独自の給付金制度等が創設されたことにより予算化を見送ったところです。            家賃支援については、今後とも全国知事会等と連携しながら、国に対する要望を検討してまいります。</p>
<p>(5) コロナ禍により経営継続が困難になった企業が増加するなか、事業と従業員を守るために、事業譲渡やM&amp;Aの手法が有効であることについて一層の周知をはからなければならない。高知県事業引継ぎ支援センターや高知県事業承継ネットワークとの一層の連携のもと、県内隅々までの周知徹底に取り組むこと。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>本県では、経営者の高齢化や後継者不足に加え、新型コロナウイルスの影響による売上の減少などから、休廃業を選択する事業者の増加が懸念されることです。            このため、来年度は小規模事業者の事業承継に向けた検討を後押しし、円滑な事業承継につなげることができるよう、支援制度を拡充するとともに、商工会議所をはじめ、来年度より発足する事業承継・引継ぎ支援センターや市町村等との連携を強化し、事業譲渡やM&amp;Aに係る支援策の周知に取り組みます。</p>

<p>(6) それぞれの企業において適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じることができるよう、アドバイザーの派遣制度を設けること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>国の中小企業専門家派遣・小規模事業者ワンストップ総合支援事業による専門家派遣をはじめとする既存の専門家派遣事業により、各企業のニーズに応じたアドバイザーを派遣することが可能です。</p>
<p>(7) 県が実施する新型コロナウイルス感染症対策支援制度について、商工団体や金融機関等の関係機関との連携のもとで企業に十分なフォローアップを実施していくためには、制度設計時の事前協議が欠かせない。従前以上に事前協議を徹底すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により県内事業者は非常に厳しい状況にあり、貴連合会ほか関係団体や金融機関等と連携して事業者支援や相談対応などに取り組んでいるところです。今後も、状況に応じて支援制度の検討が必要な際には、関係団体等と制度設計について協議をし、事業者の状況に応じたきめ細かな支援を行うことができるよう取り組んでまいります。</p>
<p>(8) コロナ禍において各種企業支援策が講じられており、商工会議所等の支援団体においてもホームページや広報誌等を通じて情報発信に努めているが、小規模事業者が必要な情報を適時に収集できていないケースもみられている。非対面での情報発信のあり方や体制について、支援団体と協議すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>国や県の各種支援策については、県においても、ホームページや広報紙、新聞広告等様々な広報媒体を積極的に活用し周知してまいりました。引き続き、各支援団体とも協議・検討を進めながら、県内各事業者へ情報が行き届くよう情報発信に努めてまいります。 あわせて、いち早く最新の情報をお伝えできるよう、各種支援策の情報収集にも努めてまいります。</p>
<p>(9) 商工団体がリモートでの相談体制や、オンラインセミナー等の実施体制を強化していくためにも、商工会議所等の支援団体への情報化対策の予算を拡充すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>ウィズコロナ・アフターコロナ時代には、これまで対面式で実施していた経営相談対応や講習会をオンラインで行うなど、各種サービス等のデジタル化を推進する必要があります。 一方で、オンラインでの経営相談や講習会を積極的に活用される事業者はまだまだ少ない状況ですので、まずは、今後を見据えた事業者のデジタル化に取り組んでいきたいと考えています。 県では、今後とも事業者のデジタル化に係る施策を講じていきますので、施策の策定及び実行支援にご協力をお願いします。</p>
<p>(10) 法人税の実効税率の引き下げにより、中小企業は投資や雇用の拡大、賃金の向上に取り組むことが可能となる。一方で、代替財源を確保するため、赤字企業にも課税される外形標準課税の対象を中小企業に拡大するなど、幅広い課税強化策が検討されている。コロナ禍で財務が大きく毀損している中小企業・小規模事業者の経営がこれ以上圧迫されることがないよう引き続き国に要請すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>中小企業の振興につきましては、地域の実績に即し、都道府県が行う小規模事業者支援策との整合を図るなど、地方と十分に連携を図るよう、全国知事会要望を通じて要請しています。 また、外形標準課税の適用対象法人のあり方等については、地域経済への影響も踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討されるよう、全国知事会を通じて要請しています。</p>
<p><b>4. 交通機関対策</b> 地元交通機関の状況として、貸切バスは需要の殆どを消失し、路線バスや路面電車は緊急事態宣言等の移動自粛によって急激に採算悪化、高速バスも県境を越える移動の自粛によって大幅減収、タクシーやハイヤーも懇親会等の自粛と観光客減少等の影響で大幅減収に陥っている。多くの地元交通機関は行政の支援策なしでは事業存続と雇用確保が不可能な状態にあるため、その社会的役割や特性を踏まえ、下記の支援策を拡大すること。</p>		
<p>(1) 後年の負担とならない「減収補填」の考え方に基づく支援制度を拡充すること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>交通事業者の減収対策としては、基本的に国の持続化給付金や雇用調整助成金等の活用をお願いしております。県では、これまで感染症対策を支援する補助金等を創設するとともに、この度、コロナ禍での外出自粛により売上が減少した事業者への臨時給付金を新設し、事業者を支援しております。また、国に対しても、持続化給付金の延長や再給付、一時金の支給について政策提言を行っているところです。 加えて、路線バスのバス運行対策費補助金の算定方法について、経営努力を行う事業者が不利にならないように見直すことを、引き続き国に提言していくこととしております。</p>
<p>(2) リース料についても、家賃等と同様に支援策を創設すること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>貸切バスの購入にかかるリース料への対応については、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用をお願いしております。 貸切バス以外のモードについては、今後の国の支援の動きを注視しながら、必要に応じて支援策を検討してまいります。</p>
<p>(3) 医療従事者同様にエッセンシャルワーカーと位置づけられている乗務員等について医療従事者と同じような支援策を講じること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>今後の国の支援の動きを注視しながら、必要に応じて検討してまいります。</p>
<p>(4) ソーシャルディスタンス確保のために定員運行ができない車輛運用に対する支援策を設けること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>これまで県では、交通事業者が実施する感染症対策への補助事業に加え、個人や法人等が貸切バスを借り上げる際に、感染症対策で利用者の借上台数が増える負担を軽減するための補助事業を実施してまいりました。 今後も国の支援の動向を踏まえつつ、必要に応じて感染拡大防止に資する支援策を検討してまいります。</p>
<p>(5) コロナ禍において路線バス、路面電車等の県民生活を下支えする公共交通機関を維持していくためにも、路線バス事業補助金の拡大と、事業者負担への損失補填制度の創設、並びに路面電車に対する路線バス同様の運行助成制度を創設すること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>路線バスについては、バス運行対策費補助金で、これまで事業者が負担していた四国ブロックの標準単価によって算出される費用を超える部分を、今年度から市町村と協調して支援しています。 路面電車への運行助成制度の創設については、その実現に向けて、検討しているところです。 県としましては、バス・電車などの公共交通を維持するための施策を進めてまいりますので、貴会におかれましても、会員の方々に対して、通勤や出張での公共交通の積極的な利用を呼びかけていただくようご協力をお願いいたします。</p>
<p>(6) ウィズコロナ・アフターコロナの経済・生活様式は、これまでの移動そのものの質を大きく変化させるものであり、特に地方の公共交通事業者のビジネスモデルを完全に崩壊させるものであるといっても過言ではない。これからの公共交通のあり方について、国・自治体の主体的な関与による再構築が避けて通れないことから、早急に議論の場を設定すること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>これまでに、公共交通のあり方については、県内7ブロックに設置されている地域交通協議会ブロック会や、地域公共交通活性化再生法に基づく公共交通網形成計画を策定した市町村の会合等において協議が重ねられており、県としましては、こうした協議の場に積極的に参画してまいりました。 今後は、地域交通協議会ブロック会での議論も継続しながら、持続可能な公共交通ネットワークの構築と、法改正により新たに求められる地域公共交通計画の策定に向けて、国や市町村との協議をさらに深めてまいります。</p>

<b>2 中小企業・小規模事業者の振興について（要望）</b>		
<b>1. 地産外商・地産地消の推進</b>		
(1) 本県は全国屈指の森林県であり、潤沢な木材こそ、本県の有力な特産品である。県産木材の新たな需要創出は喫緊の課題であることから、木材の持つ特性（心身両面に及ぼす木材の効果やCO2の固定化など）を活かし、建築物等における内装材の需要創出・拡大のための補助制度の増設、国内・海外への販路開拓支援についてインパクトのある支援を行うこと。また、住宅以外も含めた木材利用の総合的な相談窓口・普及促進機能を設け、公共建築物への利用、県産材を用いた木造住宅、木造建物の啓発を一段と進めること。	林業振興・環境部	民間企業におけるSDGsの目標達成に向けた取り組みが進む中、昨年10月に菅首相による脱炭素社会の実現に向けた宣言が行われました。本県でも、昨年の12月議会において2050年のカーボンニュートラルに向けた宣言を行ったところであり、こうした環境に配慮した社会の動きの中で、炭素の長期固定など木材が果たす役割への期待は高まりを見せています。 県では、こうした機運の高まりを木材需要の拡大へと繋げるため、（一社）高知県木材協会に設置したTOSAZAIセンターを中心とし、コロナ禍への対応としてwebも活用しながら国内外への販路拡大に向けた提案活動や展示会出展等に取り組んでいます。さらに来年度からは、同センターに関西駐在を配置し、関西地方への営業活動を強化し取り組むことを予定しています。加えて経済同友会等との連携による施主の木材利用への理解の醸成や木造建築に精通した建築士の育成等の取り組みを推進するなど、新しい生活様式への対応も含めた非住宅建築物への木材利用の拡大に取り組んでまいります。 さらに、住宅、非住宅建築物の木造化などに関する相談・提案窓口である（一社）高知県木材協会内の「ぶらっとホームMOKU」において、建築士等との連携のもと引き続き木造建築物の普及啓発に取り組んでまいります。
(2) 高知県は山林が険峻で切り出しにコストがかさむだけでなく、大規模市場への運輸も高額となることから、結果として価格競争力に影響している。その打開策として、加工体制の強化や配送の共同利用、小規模事業者の連携強化が欠かせない。その推進役となる民間事業者に対する支援を強化すること。また、行政担当者を森林組合関係機関だけではなく、民間事業者や素材生産業協同組合などにも出向させるなど、民間の木材業界にも積極的に人員を投入し、民間事業者の協業化の推進をはかるとともに、木材業界団体（特に民間）の統廃合を進めるための組織の立ち上げを検討すること。	林業振興・環境部	本県の木材産業の競争力強化に向けては、非住宅建築物の建設に求められるJAS製品など品質の確かな製材品の供給体制の整備に取り組むとともに、輸送コストの低減に向けた共同輸送を強化します。 また、人的な支援としては、林業普及指導員を県下6林業事務所などに配置し、林業事業者の生産性の向上に向けた現場指導などを実施しております。コスト削減など効率的な経営で価格競争に打ち勝つためには、林業、木材産業等が一体となって取り組むことが重要です。そのため、（一社）高知県木材協会が中心となり取り組む、川上から川下までの事業者の連携によるサプライチェーンの構築を支援してまいります。
(3) 地域建設企業は、地域に根差した活動を続け、地域を熟知してその特性に応じた防災・減災活動に取り組み、地域住民の安全で安心な生活を守るとともに、ひとたび災害が発生すれば「地域の守り手」として真っ先に現場に駆けつけ、道路啓開や応急復旧に携わっている。コロナ禍で地産地消が地域の経済を回すために重要性を増すなか、公共工事の発注についても可能な限り本県に本社を置く事業所を優先すること。	土木部	県内業者で施工可能である工事については、指名選定で県内業者を優先し、一般競争入札においても地域要件を設定する取扱いを行っています。 今後も引き続き、県内業者を優先するよう取り組んでいきます。
(4) 地産地消の経済効果の大きい土佐茶について、公的機関や、各種公的団体において接客や会議用に利用するよう周知徹底をはかること。	農業振興部	土佐茶は中山間地域の基幹品目であり、消費拡大による価格向上等に取り組むことが重要であると考えております。 県では、これまで、県庁内での土佐茶の消費を喚起するため、土佐茶まつりなどのイベント開催、国の事業を活用した外食産業への試供品提供のほか、県職員に対する土佐茶の販売に取り組んできました。加えて、今年度は職場の来客用として土佐茶の水出しを提案するため、購入した職員にはパンフレットを試供品と共に提供しています。 今後は、土佐茶の振興に向けて、接客や会議等での土佐茶の利用についてさらなる協力を依頼するなど、公的機関等に対し働きかけてまいります。
<b>2. 人手不足問題解消に向けた業種別対策</b>		
(1) 製造現場での人手不足は顕著であり、今後、ますます不足感は増加するものと想定される。このような状況を踏まえ、AIやIoT、RPA（Robotic Process Automation /ロボティック・プロセス・オートメーション）等の導入により、製造及び間接業務に携わる多くの人員は、人だけにしかできない仕事に従事させるようシフトさせていかなければならない。製造業の将来の経営環境を見据え、IoTやRPAの導入について、計画的に準備や教育を進める必要がある。必要な情報提供および費用負担軽減のための措置を講じること。	商工労働部	県内企業のデジタル化を促進するため、企業社員や支援機関職員に対し、デジタル知識やスキルを身につける講座を実施予定です。（令和2年9月補正予算および令和3年当初予算） また、産業振興センター内に中小企業のデジタル化を支援する専門部署を新設し、国の補助金の活用も含めた県内企業のデジタル化の取り組みに対し支援を実施いたします。
(2) 本県林業分野は深刻な人手不足に陥っており、林業従事者の安定確保と早期教育は逼迫した課題である。業界の人材確保に重要な役割を果たしている高知県林業大学校においては、林業事業者における管理職を目指す卒業生が増加しており、現場を担う作業員の人手不足解消に至っていない。現場作業員の人材確保・育成を強化するとともに、外国の林業大学校との交換留学や、外国人留学生の受入ができるよう姉妹校協定締結を進めること。	林業振興・環境部	令和元年度末現在の林業大学校の卒業生は79人で、うち66人が現場作業員として林業事業体に就業しています。（約84%）※その他加工関係13人（16%） 現在のところ、管理職（事務職員）を目指す卒業生が増加しているという認識はありませんが、依然として人手不足の状況が続いているため、今年度から女性就業者の確保や外国人材の活用についても取り組みを始めたところです。 今後も、担い手の確保・育成に向けて様々な取り組みを進めてまいります。
(3) 特定技能外国人制度の林業の職種指定を国へ要望すること。また、外国語での資格取得支援なども検討すること。	林業振興・環境部	令和2年7月に、知事が①技能検定制度の早期創設に向けた活動へ積極的に支援すること。②外国人技能実習制度1号に「林業分野」「木材・木製品製造分野」を追加すること。③制度創設と並行して、送り出し国との関係構築に向けた取り組みを推進すること。の3項目について厚生労働副大臣及び農林水産副大臣に政策提言を行いました。 引き続き国の動向を注視し、適切な時期に母国語によるテキスト作成などの資格取得に向けた支援を検討してまいります。

<p>(4) 他県では指名競争入札における入札参加者数を評価に基づいて絞ることによって品質を確保しようとする動きがみられるなか、高知県では参加者数が増加傾向にある。改正品確法に則り、成績評定にて実施した評価をより厳密にし、指名競争入札に反映させること。</p>	<p>土木部</p>	<p>建設工事の一般競争入札においては、施工実績を入札参加要件としており、請負対象金額が1億円以上では総合評価方式により施工実績や成績評定などを評価する制度としています。 また、指名競争入札においても、指名業者選定の際には成績評定や施工実績、技術者などを考慮し、信頼のおける優良業者を指名することとしています。不調・不落への対策として多くの業者を指名する場合があります。 今後も引き続き、成績評定などを考慮し品質確保に努めていきますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>
<p><b>3. ワークライフバランスの推進</b></p>		
<p>(1) 高知県では、次世代育成、介護支援、年次有給休暇の取得促進、女性活躍、健康経営の5分野を設け、ワークライフバランス推進企業の認証と普及啓発に取り組んでいるが、認証取得のインセンティブが融資制度と経営事項審査加点に留まっている。 ワークライフバランス推進企業が、人材確保・人材育成の面でメリットを享受できるようなインセンティブを追加すること。加えて、認証要件についても企業の規模や実態にあわせて、取得のハードルを適切に設定するよう再考すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>インセンティブとして、高知労働局が発行する企業情報誌『WANT』に認証マークを社名に合わせて提示することをR1年度からスタートさせ、就職を考える際に、認証取得が企業の採用面でプラスとなるようにしました。 また認証の際に、ハローワークに提出する求人票の備考欄へ「高知県ワークライフバランス推進認証企業」の表記ができる旨を伝え、認証企業としてアピールするよう勧めしています。 R3年度においては、これまでの取組に加え、ワークライフバランス推進認証企業を中心とした優良な取組事例を冊子として取りまとめ、企業や、就職を控えた県内の高校生・大学生などへの配付を行うことにしています。  認証要件については、令和2年4月から、次世代育成支援部門では男性の育休期間を1ヶ月以上から2週間以上に、またその他の部門でも必須要件の項目数を減らすなどの緩和措置を行うとともに、提出書類の簡素化による申請企業の負担軽減を図るなど、県内企業の実態を踏まえた対応を行っており、今後も必要に応じて要件の見直しを行っていきます。</p>
<p>(2) 建設業の働き方改革を進める上で必要不可欠な適正な工期設定、施工時期の平準化、情報通信技術の活用、技術者の配置要件緩和、建設業許可制度の適正化、災害時の対応強化など、現在の業界を取り巻く課題に対応した「新・担い手3法」は、業界の目指す「新3K（給料が良い、休暇が取れる、希望が持てる）」実現にも大きく寄与するものと強く期待している。一方、本改正法は努力義務規定も多いことも踏まえ、発注者の運用指針を含め、法が発注機関でしっかり厳守されるよう、県内市町村を強力に指導すること。特に、働き方改革を進めるために最も重要である「発注・施工時期の平準化」「端境期の解消」については、運用を徹底するよう、一層の指導に努めること。</p>	<p>土木部</p>	<p>公共工事の施工時期等の平準化は、地域の建設業者の経営の安定化はもとより、建設業に従事する技能者等のワークライフバランスの改善のために大変重要な取り組みであると認識しており、これまでも繰越制度やゼロ県債を柔軟に活用しながら、取り組みを進めてきたところです。 今後も引き続き、県の取り組みを推進していくとともに、市町村における取り組みの浸透を図っていきます。</p>
<p>(3) 建設業の働き方改革を推進するためには、日給制の技能労働者の労働日数の減少による収入減への対応が必要であり、週6日で得ていた賃金を週5日で得られる単価としなければならない。国においては4週8休達成の際に6%の補正が加えられているが、4週8休を本格的に普及させていくには更なる補正率の引き上げが必要である。また、地方自治体においては、この補正は十分に浸透していない状況にある。さらなる労務費と諸経費の引き上げをはかること。</p>	<p>土木部</p>	<p>労務費、諸経費については、毎年実施している国の公共事業労務費調査による支払い実態の調査結果等を採用しております。 また、高知県土木部においては、「週休2日制モデル工事」を実施しており、国同様の補正係数を採用しております。 (4週8休の場合の補正係数は、労務費1.05、機械経費（賃料）1.04、共通仮設費1.04、現場管理費1.06) 今後も国の基準が改定されましたら、速やかに対応してまいります。 なお、市町村に対しては、県内市町村を含めた発注者で構成されている会議で、県の「週休2日制モデル工事」の取り組みを紹介するなど周知に努めております。</p>
<p><b>4. 個別企業の経営支援の推進</b></p>		
<p>(1) 地域経済の大宗を占める中小企業・小規模事業者の経営の安定化と、創業・経営革新・販路開拓など経営力の向上、計画策定支援など、経営指導員の果たす役割は質・量ともに増加している。また、組織の円滑な運営や若手職員の育成のためにも事務局長を各商工会議所に設置することが望ましい。県内商工会議所の財務実情を鑑み、小規模事業者数によらず、補助対象職員の定数を維持すること。また、事務局長の設置要件を撤廃すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>コロナ禍における事業者を取り巻く経営環境は大変厳しいものであり、県はもちろん、商工会議所にもこれまで以上の事業者支援が求められています。一方で、コロナウイルスの影響により県の財政収支についても厳しい見通しとなっており、事業者支援は現行の体制で、かつ、これまで以上の支援を行うことが求められています。 商工会議所の皆さまにはご苦勞をおかけしますが、引き続き強力で事業者支援に取り組んでいただきますようお願いいたします。</p>

3 観光振興対策の推進について（要望）		
<p>1. 日本遺産への登録および外国人旅行者向けの「広域観光周遊ルート」として全国7地域のひとつに選ばれた「四国八十八箇所と遍路道」が世界遺産暫定リストにされるよう、県内商工会議所女性会は四国内の女性会を巻き込みながら積極的に活動を展開している。四国四県推進協議会を盛り上げ、官民挙げた取り組みを引き続き積極的に推進すること。</p>	<p>総務部</p>	<p>世界遺産暫定一覧表への登録に向けては、平成22年3月に「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会（以下「推進協議会」）を設立し、四国の官民が一体となって取り組んでおります。中でも県内商工会議所女性会におかれましては、歩きへんろのための石柱設置など、機運醸成に向けて精力的に取り組んでいただいているところです。</p> <p>推進協議会では、世界遺産暫定リスト入りに向け、四国4県が中心となって、引き続き文化庁との協議を実施してまいります。本県においても、遍路道と札所寺院の保護に向けて、史跡指定のための札所寺院の調査を計画的に行っています。また、本年度からクラウドファンディングを活用した「高知家」遍路道プロジェクトを開始し、遍路道の環境整備や地域と一体となった四国遍路の持続可能な仕組みづくりを支援する取り組みも行っています。</p> <p>今後も引き続き、高知県商工会議所女性会連合会を含め推進協議会の構成員の皆様とも連携しながら、世界遺産登録に向けて積極的に取り組んでいきます。</p>
<p>2. 高知県観光のPRとイメージアップを図るため、テレビ番組、映画等マスメディアのロケ誘致を積極的に展開すること。特に、ジョン万次郎のNHK大河ドラマ化の実現に向けて積極的に支援すること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>マスメディアのロケ誘致については、（公財）高知県観光コンベンション協会に専門職員を配置し、県内でのロケーションの支援、情報提供、現地案内、誘致活動を実施するとともに、県もテレビ番組等による全国への情報発信を図るため、全国や近県メディアを活用したパブリシティ活動を展開しているところです。今後も、こうした取組を継続し、映画やテレビ等を通じ、本県の観光資源の露出やイメージアップに取り組みます。また、ジョン万次郎NHK大河ドラマ化につきましては、同実現高知県実行委員会を中心に、地域の皆様とも連携しながら、県としても引き続きNHKをはじめとする関係機関に働きかけを行ってまいります。</p>
<p>3. 県内における広域観光ビジョンと課題の明確化をはかり、国の観光予算を活用した広域観光振興策を練り上げるためにも、高知県観光コンベンション協会が担う県域全体を広域包括するDMOとは別に、高知市を中心とする広域観光協議会等の設立並びに、高知県中心部の観光促進を担う新たなDMOを形成すること。また、各地域で活動する既存団体についても支援強化を図ること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>高知市においては、同市を中心とした県内34市町村で「れんけいこうち広域都市圏」の枠組みを立ち上げて、その中で、観光振興も図っているところです。高知市を中心とする広域観光組織の設立や高知県中心部の新たなDMOの形成については、この「れんけいこうち」での取り組みの評価なども含め、まずは、高知市のご意向を伺う必要があると考えています。</p> <p>既存団体への支援強化につきましては、県では、県内6つの広域観光組織がエリアの観光地域づくりの舵取り役としての機能を発揮できるよう、令和2年度から、広域観光組織が中心となって取り組む滞在型観光プランづくりに対する支援や、地域おこし協力隊制度を活用した人材の配置などを通じて、広域観光組織の支援強化を図っています。</p>
<p>4. 地域博の一環として、「高知まんなか博」等、高知市を中心とした地域博を開催すること。また、開催が実現する際には波及効果が県内全域に及ぶよう企画すること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>県では、これまで、平成25年度の幡多地域「楽しまん！はた博」に始まり、平成27年度の「高知家・まるごと東部博」、平成28年度の「奥四万十博」、令和元年度の「土佐れいほく博」と、4度の地域博覧会の開催への支援を通じて、地域の魅力的な旅行商品づくりや情報発信の強化、観光人材の育成など、地域主体の観光地づくりを進めてまいりました。</p> <p>これらの地域博覧会で得られた一連のノウハウは、博覧会終了後も、開催を契機に強化された、それぞれの広域観光組織にしっかりと引き継がれており、それらの取り組みが、本県の400万人観光の定着につながったものと考えております。</p> <p>これまで地域博覧会は、各地域で発案され、地域主体で団体を立ち上げ、開催をされてきました。今後、高知市を含む中心部において、博覧会開催に向けた地域主体の取り組みの動きがありましたら、県としても積極的な支援を検討してまいります。</p> <p>他方、県では、「志国高知 幕末維新博」や「自然&amp;体験キャンペーン」等の高知県観光キャンペーンを企画し、中山間地域をはじめ県全域に経済波及効果が及ぶような取り組みを切れ目なく実施をしてきました。今後も引き続き、県内全域への経済波及効果を目指した取り組みを進めてまいります。</p>
<p>5. 食や自然、歴史など高知の強みを生かし、宿泊しなければ体験できない観光コンテンツの開発・拡充に取り組むこと。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>現在、展開中の自然&amp;体験キャンペーンの一環として、3年目となる「高知 光のフェスタ」を県内各地で開催しています。この「光のフェスタ」は、冬場の閑散期に合わせて、ナイトタイムエコノミーの観点から、県内各所のイルミネーションやキャンドル、星空など、光にまつわる様々な夜間イベントを一体的にプロモーションし、県全域に誘客を図るものです。</p> <p>今年度はコロナ禍のため、規模縮小となりましたが、次年度以降も、これまでのノウハウを活かし、市町村、観光協会、民間事業者とも連携しまして、これまで以上に効果的な展開が可能となるよう工夫していきますので、貴連合会の皆様にもご協力をお願いします。</p> <p>また、他県では民間が単独で実施している事例もあることから、こうした事例を参考に、県のみならず民間を主体とする取り組みについてもご検討くださいますよう、お願いいたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による、テレワークの普及拡大などを背景に、都市部等を中心に働き方等が変化し、地方の観光地へのワーケーション需要の拡大が進んでおり、9月議会で予算措置を行いました補助金等により、ワーケーションの受入環境整備の支援を進めるとともに、市町村等の屋外観光施設の磨き上げや、体験・滞在型メニューの磨き上げの取り組みを支援してまいります。</p>

<p>6. 観光客の本県の第一印象をより良いものにしていくためにも、高知駅や高知空港など高知の玄関に到着した際、最初に接するタクシー運転手の接客力の向上が欠かせない。おもてなしタクシー認定ドライバーの増加に努めること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>おもてなしタクシー（高知県観光ガイドタクシー）認定ドライバーの増加に向けて、今年度認定制度の見直し（認定料の免除、法定講習（※）受講後同日におもてなしタクシー認定試験を実施し受験機会を増やす等）をしました。その他、「龍馬バスポート」への参画継続やタクシー利用促進の広報活動の実施等を行うなど、タクシー業界、関係者と連携を密にしながら、引き続き認知度の向上と認定ドライバーの増加に努めます。 ※法定講習：タクシー乗務員になる際に、国土交通省令で定めている講習のこと</p>
<p>7. 引き続き、プロ野球1軍キャンプが継続できるよう他球団との実践的な練習ができる環境整備や施設整備（雨天練習場は必須）、受入体制の充実を図るとともに、各スポーツのキャンプ並びに公式戦、社会人、大学、小中高校生のスポーツ合宿などの積極的な誘致を図ること。</p>	<p>文化生活スポーツ部</p>	<p>プロスポーツキャンプや合宿の誘致をはじめとするスポーツツーリズムの推進に関しましては、本県の観光戦略の柱の一つとして、高知県観光コンベンション協会をはじめ、関係部局や市町村、競技団体等と連携しながら、誘致に向けた取組を進めてまいります。 現在、プロ野球キャンプにつきましては、阪神タイガースは安芸市営球場、オリックスバファローズは高知市東部総合運動場野球場、西武ライオンズは春野総合運動公園野球場で実施しており、各施設には雨天練習場が整備されています。 キャンプや合宿などに必要な施設につきましては、庁内関係部局をはじめ、チーム関係者や施設の指定管理者などと協議を行いながら、受入環境の充実を図ってまいります。今後ともプロ野球キャンプの定着化に向けた球団との密接な関係づくりに努めるとともに、市町村や競技団体等と協力しながら、プロスポーツやアマトップリーグの公式戦をはじめ、社会人、大学、小中高生のスポーツ合宿などの誘致活動をこれまで以上に強化してまいります。</p>
<p>8. 高速バス、貸切バス等の高速道路料金、本四高速の料金を軽減するよう国に要望すること。また、当該施策をマイカーにも適用すればバス利用等とトレードオフとなることから、マイカー適用の場合は、効果がイコールフットイングとなる配慮を要望すること。</p>	<p>中山間振興・交通部 土木部 観光振興部</p>	<p>高速バスや貸切バス等の高速道路料金の軽減に関して、当県では、貸切バス利用促進事業費補助金により、貸切バスの利用者がバス会社に支払う借上料(高速道路料金を含む)について補助しております。 また、公共交通機関の料金や高速道路通行料金の軽減は全国的な課題であるとの認識のもと、令和2年3月及び5月に国への政策提言を行っております。</p>
<p>9. Go Toトラベルキャンペーン等の需要喚起策が実施されるにあたり、修学旅行、イベント、大型行事等が集中して混乱が生じることのないよう、関係機関や業界への調整等を講じること。また、当該キャンペーンは、主に個人旅行にシフトしていることから、貸切バス等の需要喚起となる団体旅行にも効果が及ぶよう特段の配慮をすること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>国によるGo Toトラベルキャンペーンについては、「平日への旅行需要の分散化策を講じつつ、制度を段階的に見直しながら延長」することが表明されています。 また、県が実施する需要喚起策については、例えば、冬の閑散期を念頭に大型イベントを実施してきましたし、観光客誘致のためのインセンティブ施策を検討する際には、GWや盆などのトップシーズンを対象期間から除外するなど、関係機関や業界からのご意見も伺いながら調整しています。 なお、Go Toトラベルキャンペーンに連動する本県独自の高知観光リカバリーキャンペーン（交通費用助成事業）は、貸切バスや観光バスも助成対象としており、貸切バス等の需要喚起につながる団体旅行の催行に向けて、全国の旅行会社とも連携しながら実施しているところです。</p>
<p>10. クルーズ船の寄港が激減し県経済に深刻な影響を与えている。コロナ禍収束後のクルーズ船寄港が再開次第、すぐにツアー企画を催行できるよう、寄港が止まっている今の段階からクルーズ船関係者は勿論、地元受け入れ関係者の感染防止対策の徹底を図りながら、一層の誘致活動を行うこと。</p>	<p>土木部</p>	<p>客船の誘致活動については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、日本船社や外国船社の日本支店、旅行会社など国内の関係者に対して訪問誘致活動を再開しております。 昨年11月には、県内の観光地や体験施設をツアー企画に組み込んでもらえるよう、関係者を招請、現地視察も行いました。コロナの関係で訪問が困難な海外の船社には現地旅行会社に代理営業を委託し、継続的な誘致活動に努めています。 また、県単独でなく東京都等太平洋側3都県と連携した誘致活動も行っており、東京都主催のクルーズシンポジウムにおいても高知県の魅力をPRしたところです。 観光地等への情報共有を図るとともに、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」など業種別ガイドラインの遵守を周知徹底し、新型コロナウイルス感染防止に向けた働きかけを行ってまいります。 今後も引き続き、感染防止対策の徹底を図りながら、誘致活動を進めてまいります。</p>

4 防災対策・地球温暖化防止対策の推進について（要望）		
1. 防災対策の推進		
(1) 県都高知市を巨大津波から守る浦戸湾三重防護事業が確実に進捗するよう、毎年の予算確保を国に訴えること。	土木部	浦戸湾の三重防護対策は、県都高知市の津波被害を最小化し、発災後の県全体としての早期の復旧・復興につながる重要な事業です。 この事業を確実に推進していくためには、予算の確保が重要課題であり、これまでも予算の重点配分や新たな財政支援制度の創設などについて、国に政策提言をおこなってきました。 今後も引き続き、国に政策提言を行い、事業の早期完成に向けてスピード感を持って取り組んでまいります。
(2) 近年、全国で発生している洪水被害に備えるためにも、仁淀川、物部川、四万十川そして吉野川等各水系の治水安全度を照査すること。また、県管理河川において、上流からの積年の土砂流入により河積が阻害されており、連年の豪雨による下流域の氾濫の危険性が高まっていることから、迅速かつ適正に土砂浚渫を行うこと。	土木部	近年激甚な水害が発生し、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大が予測されていることから、国は、河川の流域関係者全体が協働して、総合的かつ多層的に取り組むいわゆる流域治水の取組を全国で進めることとしています。これを受けて、県内で国が管理する仁淀川など4つの1級水系では、昨年8月に流域治水協議会を立ち上げています。協議会では、各水系の治水安全度を照査したうえで、流域全体で早急に実施すべき対策をとりまとめ「流域治水プロジェクト」として本年度中に公表する予定としています。 平成30年7月豪雨などの近年の豪雨により河川に堆積した土砂は、国の3か年緊急対策予算等を活用し、緊急的に掘削を進めています。河川内の土砂は、自然の作用により蓄積されるため、定期的に点検し、適切に掘削等の対策を行うことが大切です。新たな5か年の対策予算や有利な地方債を積極的に活用し、引き続き、計画的な維持管理に努めてまいります。
(3) 現状では、高知県へのガソリン海上輸送は、浦戸湾の水深が浅いことから小型タンカーによる輸送に限られている。石油・ガス等の貯蔵タンクが集積しているタナスカ地区の湾内は、流入河川から流出した土砂の堆積によって一段と水深が浅くなっており、タンカーの接岸操作が危険な状態である。この状況は、災害時におけるガソリン等の枯渇問題に直結していることから、現状を精査した上で、対策について関係企業と協議すること。	土木部	タナスカ地区の泊地については、昨年11月に五台山石油会の方と面談した際に、タナスカ地区に通じます航路の一部が浅くなっているとの意見があったことから、本年度中に航路の現状確認を行い、関係企業と調整を行います。
(4) 南海トラフ地震や洪水等による被害が発生した際、早い段階から商工会議所は被災企業に対する支援施策の周知や、利用にかかる相談対応等を実施することを責務と捉えている。県内商工会議所が耐震化や、建て替えを行う際には所在地自治体とともに、どのような行政支援が可能か協議に応じること。	商工労働部	被災した事業者が事業を再開するためには、商工会議所の相談窓口の早期開設が特に重要となります。しかしながら、県内の商工会議所は耐震化ができていないところや、津波浸水区域に立地しているところが多く、相談窓口の早期開設は困難であることが予想されます。 まずは、現在の事務所の状況を把握し、必要に応じて耐震診断や耐震化等に向けた取組について、市町村等関係機関と連携して取り組んでいただくほか、代替施設の確保などBCPやBCMの定期的な見直しにも取り組んでいただきたいと思います。
2. 地球温暖化防止対策の推進		
(1) 地球温暖化防止や治山治水等の観点から、森林環境税と森林環境譲与税の有効活用による山の適切な整備や機能強化は必須である。今後の森林環境譲与税の用途について、県森林・森林組合系統だけでなく、必ず民間の木材業界団体との意見交換など協調の上、実行すること。	林業振興・環境部	地球温暖化対策として、令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税の用途は、市町村においては森林整備及びその促進に関する費用、県においては森林整備を実施する市町村の支援等に充てることとされています。 市町村の具体的な用途につきましては、税の主旨を踏まえながら市町村が最終的に判断することになります。 県としては、市町村が効果的・効率的な森林整備等を進められるように森林環境譲与税の活用について、県内外の取組事例等の情報を積極的に提供しながら、必要に応じた助言をしてまいります。 併せて、関係団体が開催する会合などにおいて、ご意見も伺い、その内容について、市町村と共有してまいりたいと考えています。
(2) 伊方原発については、万全を期した安全対策を講じるとともに、電力の安定供給および価格抑制について、国が責任を持って対処するよう引き続き要請すること。	林業振興・環境部	県では、伊方発電所3号機の再稼働にあたって、四国電力との勉強会や株主総会を通じて、安全対策の徹底を繰り返し求めてまいりました。 令和2年1月に連続して発生したトラブルの際には、四国電力の社長に対して知事から原発の稼働は安全性が大前提であると改めてお伝えしたところでした。 今後も、四国電力に対しては、新規規制基準に基づき実施した安全性の向上のための評価を踏まえ、引き続き、真摯に安全対策に取り組むよう求めてまいります。加えて、安全に絶対はないとの認識に立ち、常に最新の知見の収集に努め、新たな知見や問題には速やかに対応するなど、万全の安全対策を講ずるよう求めてまいります。 また、電力の安定供給、電力料金上昇の抑制につきましては、国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じるよう全国知事会を通じ、国に対して要請しております。併せて、電力料金の値上げが地域経済に与える影響を考慮し、電力の安定供給を確保した上で、料金上昇を抑制する道筋を明確にすることも要請しました。

5 インフラ整備の促進について（要望）		
1. 社会インフラ全般		
(1) 近年の大規模自然災害の発生状況や南海トラフ地震の被災想定を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後も、社会資本整備が計画的・着実に実施できるよう、中・長期的に必要な投資規模等を社会資本整備重点計画に明示し、予算を確保するよう国に訴えること。また、緊急輸送路や重要道路の耐震化、中山間部の地すべり・土砂災害対策等、本県全域に亘る総合的な南海トラフ巨大地震対策を推進すること。	危機管理部 土木部	本県のインフラ整備は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を追い風に、浦戸湾の三重防護や緊急輸送道路の耐震化など、着実に進んでいます。また、昨年12月には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されたところです。 今後は、5か年加速化対策を着実に実施するために、必要十分な予算が確保されるよう国に訴えていくとともに、中小河川の治水対策や土砂災害対策、南海トラフ地震対策等を着実に推進してまいります。
(2) 「国土強靱化の地域計画」について、県内市町村の進捗が芳しくないことを踏まえ、指導を強化すること。	危機管理部	市町村の国土強靱化地域計画策定については、令和元年11月に説明会を開催し計画策定に向けた働きかけを行うとともに、補助金による財政支援や策定の参考となる資料提供、随時の助言などの技術的な支援を行ってまいりました。 この結果、8市町村が計画の策定を完了しており、令和3年3月末までには全市町村が計画を策定できる見込みとなっておりますので、引き続き、計画策定に向けた支援を行ってまいります。
2. 道路		
(1) 物流の運用効率を高め、人とモノの流れを活発にすることにより、観光をはじめ生産や流通の関連部門にも相乗効果が生まれ、県経済の活性化が図られる。加えて、南海トラフ地震発生時における迅速な救助・救援活動の実施、また、その後の復旧活動を円滑に実施するためには、確実に通行できる道路の確保が必要である。特に県民の命の道となる「四国8の字ネットワーク」のミッシングリンクの早期解消に向けた下記①～⑤の整備促進等、総合的かつ計画的な整備を推進すること。 ①宿毛市～愛南町間の早期事業着手。 ②黒潮町（佐賀）～四万十市間及び窪川佐賀道路の整備促進。 ③高知東部自動車道の整備促進。（高知龍馬空港～香南のいち間、芸西西～安芸西間の早期完成） ④阿南安芸自動車道の安芸道路・北川道路（2-2工区）・野根安倉道路・海部野根道路の早期完成をはかること。また、奈半利～安芸間、牟岐～野根間の早期事業化を図ること。 ⑤「高速道路における安全・安心基本計画」に基づく暫定2車線区間の4車線化を着実に実施すること。	土木部	四国8の字ネットワークは、経済活動を大きく支える社会資本であるとともに、南海トラフ地震をはじめとする自然災害の発生時には、緊急輸送等を担う大変重要な基盤です。 このため、県では、四国8の字ネットワークの早期整備を重要課題に位置付け、他県や関係する団体の皆様とも連携しながら国等に政策提言を行うなど、早期完成に向けて積極的に取り組んでいるところです。 引き続き、事業中区間の早期完成及び未事業化区間の早期事業化に向け、関係する皆様と連携しながら整備の必要性をしっかりと訴えてまいります。 ①宿毛市～愛南町間について 新規事業化までに必要な手続きである都市計画を進めるための調査が行われています。 ②黒潮町（佐賀）～四万十市間及び窪川佐賀道路について 窪川佐賀道路では、用地買収、トンネルや橋梁等の工事が進められています。 佐賀大方道路では、設計及び地元との設計協議が進められており、今年度より改良工事等も進められています。 大方四万十道路では、測量等の調査に加え設計が進められています。 ③高知東部自動車道について 高知～高知南では、令和3年2月27日にいよいよ開通します。 高知龍馬空港～香南のいち間では、物部川を渡る橋梁等の工事が進められています。 芸西西～安芸西間については、用地買収や高架橋等の工事が進められています。 ④阿南安芸自動車道の安芸道路、北川道路（2-2工区）、野根安倉道路、海部野根道路、奈半利～安芸間、について 安芸道路では、用地買収が進められているほか、安芸川と伊尾木川を渡る橋梁の工事が進められています。 県が整備を進めている北川道路（2-2工区）では、和田トンネルなどの工事を進めています。 今年度に直轄権限代行により新規事業化された野根安倉道路では、測量等が進められています。 牟岐～野根では、徳島県海部郡海陽町多良から東洋町野根間が海部野根道路として昨年度に新規事業化され、測量等の調査に加え設計が進められています。 ※牟岐～海部間は徳島県管轄 奈半利～安芸間では、新規事業化までに必要な手続きである環境影響評価を進めるための調査が行われています。
(2) 高知県は他県に比べて中山間地域の道路整備が遅れている。一方で全国的に、地震や大雨の災害時に、中山間地域が孤立することが深刻な問題となるなか、本県においては、近い将来南海トラフ地震の発生が予想されていることから、国道439号、国道441号、国道493号など、中山間地域の道路を早急に整備すること。	土木部	国道493号は、阿南安芸自動車道の一部であり、四国8の字ネットワークを構成する道路です。また、国道439号や国道441号などは、四国8の字ネットワークの整備効果を地域に波及させる幹線道路であり、日常生活を支えるとともに、災害時には「命の道」となる道路です。 頻発する台風や豪雨、南海トラフ地震などの際に、中山間地域の孤立を防ぐため、地域の実情を踏まえて未改良区間の整備を進めるとともに、橋梁の耐震化や法面の防災対策についても、国道439号など緊急輸送道路において重点的に進めています。 ・国道439号は、徳島市から大豊町を経由し四万十市に至る本県の中山間地域を縦貫する道路で、地域の産業や生活を支える重要な路線ですが、多くの未改良区間が残っているため、整備効果の大きい箇所から順次整備を進めており、来年度も、事業中の11箇所を推進を図ります。 ・国道441号は、四万十市の中村地区と西土佐地区を結ぶ唯一の幹線道路で、四万十川の観光道路としての役割も果たすことから、重点的に整備を進めております。未改良区間の西土佐岩間～上久保川間のうち口屋内バイパスでは、トンネル工事に着手しています。また、中半バイパスも今年度から新規事業化し、測量設計等に着手しました。この2つの工区が完成しますと当路線の全線改良が完了することになりますので、早期完成に向けて取り組んでまいります。 ・国道493号は、奈半利町から東洋町に至る道路で、四国8の字ネットワークを構成する阿南安芸自動車道の一部として規格の高い構造による整備を進めています。平成25年度に着手した北川道路2-2工区（和田～柏木）では、延長2.2kmの和田トンネルの工事などを進めています。併せて、残る未事業化区間についても、国と協力しながら早期事業化に向けて取り組んでいます。
(3) 国道321号市街地間の高台ルート及びアクセス道の整備について前向きな検討を進めること。	土木部	平成29年3月に策定された「土佐清水市まちづくり構想」を実現するために、「どのような事業を活用して整備を進めていくのか」といった具体的な整備手法や整備スケジュール等を検討するための勉強会に県も参加し、これらの検討に併せて、どのような道路整備が可能かについて、市とともに検討してまいります。



<p>(4) 本四高速道の料金は、平成26年4月に全国共通料金となったが、これは令和5年までの10年間の時限措置であり、料金が元に戻った際、本県はじめ四国経済に多大な影響が及ぶことが懸念される。四国各県と協調し、本四高速料金の現行維持を国に訴えること。</p>	<p>土木部</p>	<p>本州と四国をつなぐ3ルートは、本県の大規模自然災害への備えに加え、産業振興を支える非常に重要なインフラです。本県では、「産業振興計画」を策定しており、「地産外商」を柱に経済の活性化に向け様々な取り組みを続けた結果、県産品の県外出荷量や県外観光客入込数が大きく増加しています。今後、更なる県産品の販路拡大などの取り組みを進めていくためには、全国共通料金制度の継続は不可欠だと認識しており、県としましても、四国各県をはじめ関係の皆さまと連携を図りながら制度の継続に向け取り組んで参りたい。</p>
<p>3. 港湾</p>		
<p>(1) 新しいガントリークレーンの設置に伴い大型船の荷役が可能となるため、既存岸壁の水深確保やコンテナヤードの延伸など、船舶の大型化への対応を進めるとともに、高知港の利用促進を図ること。</p>	<p>土木部</p>	<p>コンテナの取扱岸壁については、令和2年1月に策定した高知港長期構想のなかで、コンテナ船大型化への対応について水深の増深を位置付けているところです。今後、高知港の港湾計画の変更を行う予定であり、コンテナ船の大型化に対応した水深の確保や土地利用計画について検討してまいります。高知新港の利用促進については、県外大口荷主の利用継続に注力すると共に、最終年度となる第2期高知新港振興プランを検証しながら更なる県内貨物の集貨・創貨に努めていきます。</p>
<p>(2) 現有的高知～韓国航路は1社での運航となっている。不透明な世界情勢を踏まえ、高知港と神戸港を結ぶ国際フィーダー航路や、東南アジアフィーダー航路の誘致を早急に進めること。</p>	<p>土木部</p>	<p>令和2年11月頃から顕在化してきた、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた世界的なコンテナ物流の混乱は令和3年前半程度まで続く可能性も高い中、コンテナ航路の複線化は急務と認識しています。関係団体と共に新港を利用する荷主企業の意見を集約し、ターゲットとする航路の選定、船社との交渉を継続し誘致活動を進めていきます。</p>
<p>(3) 平成29年度に改定した須崎港港湾計画の事業化を具体的に進めること。</p>	<p>土木部</p>	<p>須崎港では、地域産業の持続的な発展のため、競争力強化に資する物流拠点の形成を目指し、船舶の大型化に対応し企業の国際競争力を強化するための大水深岸壁計画などを盛り込んだ港湾計画を平成29年度に改訂しています。大水深岸壁の整備については、国の方で事業化に向けた調査を実施していると聞いており、今後も引き続き国・市とも連携し早期の事業化に向け取り組んでまいります。また、県事業分の-7.5m岸壁の耐震化については、既に事業化し、整備に向けて調査・設計を実施中であります。</p>
<p>(4) 引き続き宿毛湾港の利活用を促進するとともに、岸壁・防波堤等の早期整備を図り、四国西南地域の核となる広域物流港湾としての機能整備を図ること。また、防災拠点港としての機能を発揮できるよう、企業のニーズに沿った宿毛湾港工業流通団地及び丸島へ高台を整備すること。</p>	<p>土木部</p>	<p>宿毛湾港については、課題であった港内の静穏度を確保するため、平成15年より池島第1防波堤の整備を進め、昨年8月に池島第2防波堤の延伸整備が完成したところです。これを受け、宿毛湾港では、安全で安心して利用できる環境が整いました。今後は、防災拠点港として、防災機能の向上を図るため、防波堤の粘り強い化に取り組んでまいります。また、四国8の字ネットワークの道路整備では池島地区の北側にインターチェンジの設置も検討されており、時間距離の短縮や定時制の確保といった課題の改善が期待されています。このような環境の変化に対応した新たな取り組みを進め、四国西南地域の物流拠点となるよう、地域の関係機関と協議を進めてまいります。</p>
<p><b>4. 四国新幹線</b> 四国の新幹線の整備は、交流人口の拡大による地域経済の活性化や観光振興のみならず、大規模災害への対応力向上や在来線の維持確保等の点からも不可欠である。基本計画に留まっている四国の新幹線の整備計画の格上げに向け、国による法定調査を実施するための予算措置を引き続き要望すること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>県としましては、貴会をはじめとします多くの関係機関と連携しながら、四国の新幹線の整備計画への格上げに向けた法定調査の実施について、国に政策提言を行うとともに、四国選出の国会議員との国への要望活動や、県民の皆さまの気運醸成に向けたイベントなどに取り組んできました。四国の新幹線の早期実現のためには、こうした取り組みに加え、何よりも経済界をはじめとする県民の皆さまの気運醸成が重要と考えております。貴会におかれましても、会員の方々への啓蒙活動や県内での機運醸成などについて、引き続きご協力をお願いいたします。</p>
<p>5. その他</p>		
<p>(1) 市内中心部には観光バスを含む駐車スペースが少なく混雑を極めている。渋滞の解消策に留まらず、新たな駐車スペースや、乗降場所の確保をはかること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>コロナ禍の今年度を除き、ゴールデンウィークなどの多客期は、市内中心部で駐車場案内を行う等の渋滞対策を実施しています。また、今年度は市内中心部に渋滞状況を配信するためのライブカメラを設置しました。今後も混雑の解消等に向けて、高知市をはじめとする関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>
<p>(2) 本県航空対策のボトルネックとなっている空港の地上ハンドリング要員の安定的確保のため、募集広報を始め、新たな養成施設の検討、既存養成施設入校に係る給付型奨学金制度の創設、あるいは女性職員が働きやすい空港環境整備（託児所や休憩所等）への助成などを引き続き検討すること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>航空ネットワークは、県経済や県民生活に不可欠な公共交通機関であり、県としましては、路線の維持・存続に向け、航空会社と連携した利用促進策を強化して、需要回復の取り組みに注力しております。航空・空港関連企業の安定した雇用環境を維持するためにも、今後もコロナの収束を見据えた、航空需要の回復に向けた取り組みを進めてまいります。また、国内線の運航はもとより、ポストコロナの国際チャーター便の受入れ拡大など、さらなる国際観光の振興のためには、空港の地上ハンドリング業務に携わるの方々のお力が必要不可欠でございますので、今後も航空会社やハンドリング業務を行う事業者との連携強化を図ってまいります。</p>

<p>(3) 県民・観光客の足として必要なごめん・なはり線、中村宿毛線の存続に向けて、引き続き県が主体となって経営支援策と利用促進策を積極的に講じること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>県では、関係市町村とともに両線を維持するため、経営安定基金の造成や、安全運行に必要な施設整備、利用促進への支援を行っています。  また、県職員の出張の際に鉄道の利用を促すことを目的として、安芸駅・奈半利駅・中村駅への公用車の配置も実施しているところ。  さらに、ごめん・なはり線の利便性向上を図って新たな利用者を獲得するため、県と関係市町村の支援により、あき総合病院前の新駅が本年度末に開業することになっています。  このように、県としましては、市町村と連携した路線の維持に取り組んでまいりますので、貴会におかれましても、両線の積極的なご利用並びに呼びかけをお願いいたします。</p>
<p>(4) 洋画界の大家で文化勲章受章者でもある奥谷画伯は、宿毛市出身であり、その作品は個性的で高い評価を受けている。奥谷美術館の建設は交流人口の拡大や地域活性化の面でも大きな効果が期待されることから、広域的な視点に基づき、建設に向けた取り組みを進めること。</p>	<p>文化生活スポーツ部</p>	<p>奥谷先生の作品を展示する美術館の整備の在り方などにつきましては、宿毛市において検討を行うとお伺いしております。  今後、県としては、宿毛市の検討の内容もお聞きをした上で、どのように連携を図っていくことができるのか検討していきたいと考えております。  (なお、県は令和3年度に県立美術館において、奥谷先生の企画展を予定している。)</p>